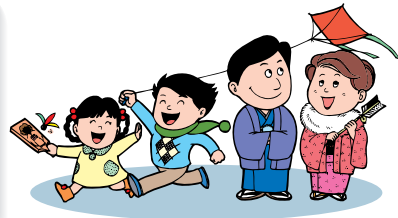


内容紹介

- 気をつけて 冬における製品事故から身を守りましょう ..... (1)
- 平成23年度上半期県消費生活センター相談業務の実施結果 ..... (2)
- 消費生活センター相談窓口から ..... (3)  
整体師の見習い生で月収20万円のはずが?!
- sapo之助の緊急情報 ..... (4)  
悪質“出会い系サイト”における高額請求の被害急増
- お知らせ ..... (4)  
高齢者のための無料電話相談会の実施



## 気をつけて

# 冬における製品事故から身を守りましょう

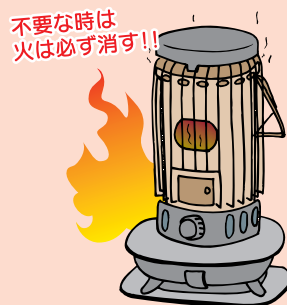
製品に関わる事故は、設計ミスや製造不良など製品そのものの問題より、使用者の誤った使い方(誤使用)や不注意による事故が多く発生しています。

今回は、冬における主な製品の誤った使い方や不注意による事故の事例と心構えを掲載しましたので、製品事故から身を守ってください。

### ●石油ストーブ

石油ストーブに給油する際、消火せず、さらにカートリッジタンクのふたの締め方が不十分だったため、灯油が漏れてストーブの火が引火し、住宅が全焼した。

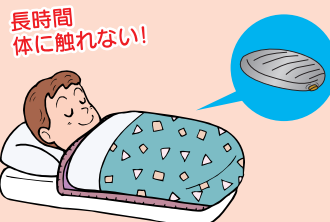
給油は必ずストーブの火を消してから行ってください。また、カートリッジタンクのふたは確実に閉めたかどうか確認してください。



### ●ゆたんぼ

就寝中に長時間接触してしまったため、ふくらはぎに低温やけどを負った。

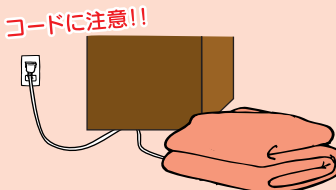
ゆたんぼは体に長時間同じ部位に触れないようにしましょう。



### ●電気毛布

電気毛布のコードをベッドの脚で踏んだ状態で使用していたため、コードが断線・発火し住宅を全焼した。

電源コードが家具等の下敷きになっていないか確認しましょう。



## 消費生活についての相談

消費者ホットラインからお近くの市町の消費生活相談窓口につながります。

消費者ホットライン **0570-064-370**

守ろうよ  
みんなを!

県の消費生活相談窓口(平日9:00~17:00)  
土日祝日及び年末年始は受け付けておりません。

TEL 095-824-0999

### 平成23年度上半期県消費生活センターの相談業務の実施結果

# 相談件数は **1,839件** 前年度上半期に比べ **11.8%減少**

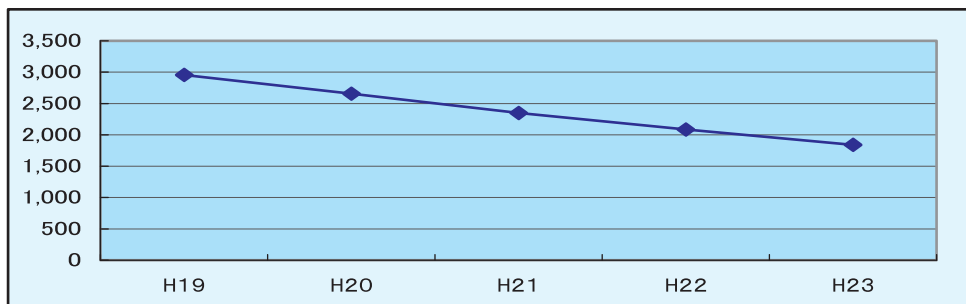
## デジタルコンテンツや利殖商法の相談が増加!

#### ●消費生活相談件数の推移

平成23年4月～9月の受付件数は、1,839件(苦情・相談1,746件、問い合わせ等93件)で、前年度上半期と比べて245件(11.8%)の減少になっています。

「健康食品」など商品の減少率が大きく、役務(サービス)でも「フリーローン・サラ金」が大きく減少しています。一方で「デジタルコンテンツ」が増加したほか、「ファンド型投資商品」や「公社債」など利殖商法の相談が増加しています。

年代別では、全ての年代で前年度上半期より減少しているものの、60歳以上の高齢者層の相談割合は依然増加傾向にあります。



【商品・役務の種類別上位件数】

順位	商品	件数	前年度
1	自動車	41	(② 34)
2	健康食品	39	(① 76)
3	アクセサリ	28	( ) 12)
4	化粧品	22	(⑦ 24)
4	音響・映像機器	22	(④ 27)
6	新聞	18	(⑤ 26)
7	パソコン類	15	(⑥ 25)
8	書籍	14	( ) 15)
9	鮮魚	12	( ) 11)
10	ふとん類	10	(③ 28)
10	健康器具	10	(⑧ 18)
10	給湯システム	10	(⑨ 16)
10	携帯電話	10	( ) 6)
	商品計	548	( 688)

順位	役務	件数	前年度
1	デジタルコンテンツ	385	(① 352)
2	フリーローン・サラ金	192	(② 261)
3	不動産貸借	78	(③ 97)
4	ファンド型投資商品	55	(⑨ 21)
5	工事・建築	48	(④ 39)
6	修理サービス	27	(⑥ 25)
7	インターネット接続回線	24	(⑤ 31)
8	生命保険	23	(⑥ 25)
8	他の金融関連サービス	23	( ) 8)
10	公社債	19	( ) 7)
	役務計	1,198	( 1,303)

( )は22年度上半期

### トピックス

## ハウスクリーニング、塗装工事等の訪問販売業者に3カ月の業務停止命令

長崎県は、e&ラネクシー株式会社(長崎市)に対し、特定商取引法に基づき、平成23年11月10日から平成24年2月9日までの3カ月間、訪問販売に関する勧誘、申込受付及び契約締結に係る取引を停止するよう命じました。この業者は、安価で換気扇等の掃除をしませんかと電話で勧誘し、応じた消費者宅を訪問したうえで、ハウスクリーニング、屋根・外壁等の塗装工事等を勧め、消費者が断っているにもかかわらず勧誘を継続して、契約に応じさせるとともに、記述内容が不備な書面しか交付していませんでした。

電話勧誘に  
要注意!!!



消費者への  
アドバイス

- 訪問販売で契約した場合は、クーリング・オフができます。
- その場ではすぐ契約しないようにしましょう。
- 必要のない場合は、きっぱり断りましょう。
- トラブルがわかったら、すぐに消費生活センター等へ相談しましょう。

消費生活センターの相談窓口から

## 『整体師の見習い生で月収20万円のはずが?!』

## 相談事例

新聞折り込みの求人チラシで「整体師見習い生募集」という案内を見つけた。

「整体師見習い生募集!! 人の役に立つ職業です。  
年齢・男女不問 未経験者歓迎 認定書授与  
見習い生期間 月収20万円以上可能  
期間終了後 月収50万円以上可能  
(独自技術のため資格取得の費用はかかります)」



整体院で詳細を聞くと、「技術指導の契約をすれば整体院で客の押圧ができる、客が支払った代金の半額を渡す」という。技術は「治療技術を医学的に認められている数少ない高度な技術」とし、1年間の指導で73万5千円と言われた。整体に関して何の知識も経験もなかったが月収は広告の通りと説明され契約をした。3ヶ月院に通ったが、適当な技術しか教えてもらえず収入も月々2万円程度しかない。契約時の説明と事実が違うので解約したい。

## センターの対応

この契約は特定商取引法の業務提供誘引販売に該当します。事業者は相談者に対し法律で定められた事項を記載した概要書面や契約書面を引き渡していませんでした。法定書面の交付が無い場合はクーリング・オフの起算日が開始しません。特定商取引法の書面不交付による契約解除と、高額な収入を強調し利益が少ない場合もあることを告げていなかったことから、特定商取引法と消費者契約法に基づいて契約の取り消しを主張し契約時の問題点を指摘した書面の送付を助言しました。センターが事業者に苦情を伝え斡旋した結果、支払い済みの代金が返金されました。

## 消費者へのアドバイス

業務提供誘引販売取引(俗称:内職・モニター商法)とは、仕事を紹介するので収入が得られると勧誘し、その仕事に必要な商品やサービスの購入等で金銭負担をさせる商法です。事業者の目的は商品やサービスの販売であり、説明通りの報酬を得ることはほとんどありません。技術や経験がないまま簡単に高額な報酬が得られる仕事や内職は無いと考えましょう。また、整体師の資格は国家資格ではなく、誰でも整体師を名乗り開業できます。

業務提供誘引販売取引では、法定書面を交付された日から20日間はクーリング・オフができます。また、契約時不実告知や事実不告知・断定的判断の提供等があれば特定商取引法や消費者契約法で契約の取り消しを主張できます。

※内職に関しては、仕事の募集に見せかけた「メール内職募集」「メールのやり取りをするだけで高額報酬」等のウェブ広告やメール案内から、出会い系サイトに誘引し高額な利用料を支払わせる手口もあります。不審に思ったら、契約前に相談しましょう。

# sapo之助の 緊急情報



## 悪質“出会い系サイト”における 高額請求の被害急増

### — 収入が得られると誘導されたサイトでメール交換 —

ここ数年、県消費生活センターには、“出会い系サイト”に関する相談が、22年度189件、23年度上半期ですでに90件(22年度上半期73件、23%増)が寄せられています。最近の相談をみてみると、内職紹介サイトやアルバイト情報サイトに登録した後、出会い系サイトからメールが来るようになり、気がついたら多額の利用料を請求されたという相談が後を絶ちません。まずは消費者がトラブルにあわないよう十分に注意する必要があります。手口が巧妙になっていますので、最近の相談事例を紹介し、今後の被害の未然防止のため情報提供します。

### 消費者が“出会い系サイト”を利用する主な目的

#### 出会い型

異性の相手との“出会い”を目的としてメール交換を行う。相手に会うために必死にメール交換を続けることで、利用料が高額になってしまう。

#### 同情型

著名芸能人やそのマネージャー、その他の悩みを抱えているという人の相談等に応じるためメール交換を行う。途中で、やめたいと思っても、責任感や同情心等からやめることができず、利用料が高額になってしまう。

#### 利益誘引型

「高収入が得られる」というメールや広告やチラシ、内職情報サイト等がきっかけとなり、出会い系サイトでメール交換を行うケース。指示されるままに利用料等を支払ったものの収入や仕事は得られない。

### 出会い系サイトの問題点

1. 気づかないうちに有料サイトに誘導されてしまう
2. 利用料の支払い方法が複雑かつ被害額が高額になってしまう
3. サイト業者がスクラを用いていることの証明は難しく、返金交渉が非常に困難

### 消費者へのアドバイス

1. 「お金をあげる」「簡単に高収入」等のメールには注意する。将来得られるという収入を前提とした支払いを避ける。
2. メール交換やランクアップ等のサービスを利用する度にサイト利用料が発生する仕組み(都度課金)の場合は、特に注意する。
3. 安易に個人情報をお教えしない。
4. 1人で悩まず、最寄りの消費生活センターや各地の弁護士会等へ相談する。

本情報は、国民生活センター情報をもとに編集・発行しています。

## お知らせ

### 高齢者のための

## 無 料 電 話 相 談 会



長崎県弁護士会では、高齢者のための無料電話相談会が下記のとおり実施されます。

#### 記

◇実施日時:平成23年12月から平成24年3月の毎週木曜日

【午前の部】午前10時～12時

【午後の部】午後3時～5時

※ただし、平成23年12月29日と平成24年1月9日は実施されません。

◇相談対象者:原則として65歳以上の方

※高齢者の後見や虐待等のご相談は、ご親族の方からのご相談もお受けします。

◇相談方法

①長崎県弁護士会 ☎095-824-3903

にお電話いただき、「高齢者のための無料電話相談希望」とおっしゃってください。

②お名前・ご住所・電話番号をお聞きます。

③いったん電話をお切りください。

④弁護士よりその日のうちに折り返し連絡し、電話相談を行います。

お問い合わせは長崎県弁護士会へ **TEL 095-824-3903**

計量器に関するお問い合わせは  
**長崎県計量検定所**

〒850-0047 長崎市銭座町3-3  
TEL 095-844-9892 FAX 095-844-8844

編集・発行

**長崎県消費生活センター**

(長崎県県民生活部食品安全・消費生活課)

〒850-0057 長崎市大黒町3-1 長崎交通産業ビル4階 TEL 095-824-0999

FAX 095-828-1014

ホームページ「ながさき消費生活館」

http://www.pref.nagasaki.jp/shouhi/